

来場前にご確認ください

確定申告・住民税申告とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間に生じた収入・経費・控除などを申告し、所得とそれに対する所得税・住民税額を確定させる手続きです。

書類が不足していると、受付できません。
下記は、代表的な必要書類です。

すべて「紙」が必要です。電子交付を受けている場合は、印刷して持参してください。

医療費控除を受ける方

領収証や明細書では受付できません。

1月1日から12月31日までの間に支払った医療費を「受診した人・病院ごと」に**まとめて記入**した「**医療費控除の明細書**」、または、健康保険組合発行の「**医療費通知**」などが必要です。

★まとめていない方は、「医療費控除の明細書」にあらかじめご記入ください。
(医療費控除の明細書は市ホームページからダウンロードできます)

生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方

「**控除証明書**」が必要です。

寄附金控除を受ける方

「**控除証明書**」または「**払込証明書**」など、控除に使える証明書が必要です。

ふるさと納税について

すべての「**寄附金受領証明書**」または「**寄附金控除に関する証明書**」が必要です。

★ワンストップ特例適用分も含む**すべての証明書**が必要です。

※市のシステム上、都道府県名をおたずねする場合がございますので、
あらかじめ調べていただきますようお願いいたします。

住宅ローン控除を受ける方

「**年末残高証明書**」と「**住宅借入金等特別控除額の計算書**」の両方が必要です。

なお、この会場で申告できるのは**2年目以降の方のみ**です。

計算書を紛失した場合は、**菊池税務署で再発行**してもらってください。

年金収入がある方

公的年金や企業年金を受給している方は、日本年金機構・保険会社・企業年金連合会などが発行した**すべての「源泉徴収票」**が必要です。

持参していない場合は受付できません。

紛失した場合は、**年金の支給元に請求**してください。

給与収入がある方

1月1日から12月31日までの間に給料を受け取った、**すべての勤務先**について「**源泉徴収票**」が必要です。**年末調整していても必要**です。

特に、社会保険料や所得税が給与天引きされていた方・住宅借入金等特別控除を受けていた方などは源泉徴収票が**必須**です。

貰っていない場合や紛失した場合は、その給与を支払っていた勤務先に請求してください。
(もらえない場合は職員に相談してください)

自営業・農業・不動産収入がある方

「**収支内訳書**」などに、ご自身でまとめてもらう必要があります。

★まとめていない方は、「収支内訳書」にあらかじめご記入ください。
(収支内訳書は市ホームページからダウンロードできます)